

## 令和5年度 さいたま市地域公共交通協議会 第3回 バス専門部会 議事録

□日時：令和6年2月2日（金）14時00分～15時30分

□場所：岩槻駅東口コミュニティセンター 多目的ルームB

□配布資料

- ・次第
- ・名簿・席次表
- ・バス1：さいたま市運賃協議会設置要綱
- ・バス2：見沼区片柳西地区乗合タクシー「大宮体育館」停留所の運用休止について
- ・バス3：コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について
- ・バス4：協議事項等の照会について
- ・参考資料1：コミュニティバス等の利用状況について
- ・参考資料2：令和5年度さいたま市地域公共交通協議会 第2回バス専門部会 議事録

□出席者名

・交通ジャーナリスト	鈴木 文彦
・国際興業株式会社 運輸事業部 担当部長	鈴木 健史
・東武バスウエスト株式会社 運輸統括部 副部長	山科 和仁
・西武バス株式会社 取締役 計画部長	関根 康洋
・朝日自動車株式会社 常務取締役	藤田 直樹
・一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇
・一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長	藤田 貢
・国際興業労働組合 中央副執行委員長	美濃浦 優孝
・さいたま市交通安全保護者の会（母の会） 会長	家崎 清子
・さいたま市自治会連合会 会長	松本 敏雄
・さいたま市老人クラブ連合会 副会長	矢部 利夫
・市民公募	小幡 道宏
・市民公募	高田 博
・市民公募	戸村 順子
・都市局 都市計画部長	本多 建雄

## 1. 開会

---

### 【事務局】

- 令和5年度さいたま市地域公共交通協議会第3回バス専門部会を開会する。
- 本日の資料について確認する。  
(資料確認)
- これより議事に移らせていただく。進行はさいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程により部会長が議長となるため、鈴木部会長にこれから会議の進行をお願いしたい。

### 【鈴木部会長】

- お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の議論についてよろしくお願いします。
- さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程により、議長を務めさせていただく。まず、委員の出席状況について事務局より報告をしてください。

### 【事務局】

- 委員の出席状況について、本日は、16名の委員中15名の方が出席されている。したがって、さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程による委員の過半数に達しているため、本日の会議は成立することを報告する。

### 【鈴木部会長】

- 事務局の報告のとおり、本日の会議は成立する。次に、会議録の署名委員を決めたい。さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会運営規程により、私から指名させていただく。今回の署名は、朝日自動車(株)藤田委員、小幡委員のお二人にお願いしたいと思うがよろしいか。

(出席者全員一致で了承)

### 【鈴木部会長】

- それでは、朝日自動車(株)藤田委員、小幡委員、後日、事務局が議事録を作成の上持参するので御署名をお願いしたい。
- 続いて、本日の会議の公開について諮りたい。本日の議事に関して、非公開事項に該当する案件があるか事務局から報告をしてください。

### 【事務局】

- 本日の会議において、非公開事項に該当する案件はない。

### 【鈴木部会長】

- 事務局から、本日は非公開事項に該当する案件がないことであったので、本日の会議を公開で行いたいが、よろしいか。

(出席者全員一致で了承)

**【鈴木部会長】**

- それでは、本日、会議は公開とする。事務局は、傍聴者について報告してください。

**【事務局】**

- 本日の傍聴者はおりません。

**【鈴木部会長】**

- 傍聴者はいないとのことなので、これから会議に入らせていただく。
- 議事 1 について、事務局から説明をしてください。

## 2. 議事

---

### (1) さいたま市運賃協議会設置要綱

#### 【事務局】

- ・ バス 1 「運賃協議会の運用について」を説明。

#### 【鈴木部会長】

- ・ 昨年 10 月の協議運賃制度に係る改正を受け、運賃協議会を設置した。今回運用方法を要綱で定めたことについての報告であった。意見等があればお願ひしたい。

#### 【戸村委員】

- ・ 運賃協議会の進め方について説明があったが、「住民とか、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について」にパブリックコメント等の記載がある。これらの意見はどの段階で行き活かしていくのか。

#### 【事務局】

- ・ 例えば、河合地区乗合タクシーについては、2 月 2 日（金）の運賃協議会開催にあたり、1 月 4 日（木）から 1 月 18 日（木）にかけて意見募集をさいたま市と蓮田市のホームページやさいたま市広報紙で告知して行った。その意見募集結果については、運賃協議会で示す予定としている。

#### 【戸村委員】

- ・ 事前に意見募集をするということで承知したが、意見募集の際には運賃改定の内容等を提示するのか。

#### 【事務局】

- ・ 運賃や割引制度等の案を示した上で意見の募集を行っている。

#### 【鈴木委員】

- ・ 運賃協議会は、法改正に伴い新しくできた協議会である。これまで地域公共交通協議会において、さいたま市の交通事業者全体で運賃を協議してきた。しかし、今後は当該事業者のみ参加し協議することになる。
- ・ 運賃協議会を開催し運賃を決定した後、地域公共交通協議会で反対意見が出たという事例もあるので、当面は実施する中で検討し運営していく必要がある。
- ・ 運賃の決定は非常に重要なことである。例えば、住民代表の方であれば、運賃 100 円の案に対しては、安すぎるから反対という意見はあまりないと思われる。一方で、交通事業者からは 100 円では安すぎるという意見ができる可能性がある。これは運賃協議会では拾えない仕組みになっている。事務局には運賃協議会開催のタイミングや方法等について十分に考慮いただきたい。

#### 【事務局】

- ・ 情報収集を進めながら、適切な運営方法を検討していくことにしたい。

**【松本委員】**

- 各事業者の状況、社会情勢、ドライバーの労働環境等も考慮し、それらを運賃に取り入れられるように工夫していただきたい。
- 運賃協議会について、バス事業者から経営状況等の最新情報を報告いただけけると参考になる。地域によって状況は異なると考えられるため、開催しながら運営方法等について見直しを行いつつ進めていく必要がある。

**【鈴木部会長】**

- 市の公共交通を俯瞰したうえでの運賃の設定方針は、これまでのよう地域公共交通協議会で話し合うことができる。その後、具体的な路線における運賃の金額を最終的に決定する場が運賃協議会という位置づけでよいと思う。運賃の設定方針に関しては、引き続きバス専門部会や地域公共交通協議会で議論していくので、御協力をお願いしたい。
- 次の議題に移らせていただく。

## (2) 見沼区片柳西地区乗合タクシー「大宮体育館」停留所の運用休止について

### 【事務局】

- ・バス2「見沼区片柳西地区乗合タクシー「大宮体育館」停留所の運用休止について」を説明。

### 【鈴木部会長】

- ・事務局からの説明について、質問等があればお願いしたい。

### 【松本委員】

- ・大宮体育館の工事は、大規模に実施すると思っていた。大宮体育館は昭和50年代に開館し、ソーラーシステムを早くから取り入れるなど日本の新技術も導入している施設と認識しており、災害発生時の防災拠点として設備を整える必要があると思う。また、さいたま市では体育館が不足していると考えており、もっと増やしていくべきである。
- ・今回の中規模修繕工事の内容を、把握されている範囲でお聞きしたい。

### 【事務局】

- ・工事の具体的な内容については、所管ではないため把握していない。

### 【松本委員】

- ・体育館の稼働率を上げるような方策を考えるべきであると思う。大和田公園に立地しており、交通アクセスも確保されているため、利用促進策を行えば利用者数が増加すると考えられる。

### 【事務局】

- ・御意見は所管部局に伝える。

### 【鈴木部会長】

- ・見沼区片柳西地区乗合タクシーについて、大宮体育館の工事期間中における運行内容の変更、工事終了後に運行内容を元に戻すことについて諮りたい。

(出席者全員一致で了承)

- ・見沼区片柳西地区乗合タクシーの議決事項については合意を得た。
- ・次の議題に移らせていただく。

### (3) コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

#### 【事務局】

- ・バス3「コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について」を説明。

#### 【鈴木部会長】

- ・ガイドラインの修正点について事務局から説明をいただいた。ガイドライン改定案への意見等があればお願ひしたい。

#### 【関根委員】

- ・資料P56の運賃協議会の協議時期で「原則、法定協議会へ運行計画書等を報告する以前に実施するものとする」との記載は必須か。
- ・事前にパブリックコメントで意見を聴取し、運賃協議会を開催するのはいいと思う。しかし、鈴木委員からもあったように先般ある都市において、先に運賃協議会を開催し運賃を議決した上で、地域公共交通協議会に諮り、地元バス事業者3社が反対するというケースがあった。議決のとり方として、全面的に賛成、運賃を除いて賛成、全面的反対、という形であった。反対の理由は、100円の運賃が議決されたものの、地元バス事業者の運賃が220～230円であり、運賃格差が生じたためである。
- ・運賃を先に決めて運行計画と紐づけた場合、運賃を理由に運行計画に対して反対の意見が出る可能性がある。運賃協議会の開催時期については慎重にご検討いただきたい。

#### 【事務局】

- ・開催時期の記載は必須とは考えていない。運賃協議会の運営を円滑に行う観点から記載していたが、全体的な動向がまだ見えない状況であることから記載を削除した上で、地域公共交通協議会に諮ることにしたい。

#### 【関根委員】

- ・運賃議会設置要綱の中で、議決については明確に書かれてないように思う。9条の「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。」の中で行うものなのか。全会一致、または多数決なのか教えていただきたい。

#### 【事務局】

- ・運賃協議会の議決の方法は多数決となる。

#### 【鈴木委員】

- ・ガイドラインで、コミュニティバスの検討ステップとして市民が最初に出てくる。事業者が出てくるのはP20ページである。P18で需要調査、P20運行計画書の作成とあるが、この間において事業者が決まっていると考えられる。このような点は、次に策定される再構築ガイドラインではどのようになるのかを伺いたい。
- ・市民より発議をする時は地域組織を立ち上げるとあるが、事業者から発議する場合の対応は定める必要はないか。

- ・ コミュニティバスの運賃体系は、対距離運賃と定められているが、初乗運賃と加算額は周辺の路線バスと差が生じている。周辺の交通機関とのバランスを考慮する旨の記載もあるとよい。

**【事務局】**

- ・ 事業者を決定する前の事業者の役割についてということであれば、例えば、P12 の新規導入の場合には、検討フローでは前段階から、事業者は運行計画の内容での運行可否を判断することになっている。
- ・ また、運行改善に関する検討の流れを P35 に整理している。市民のニーズを反映した改善計画書を作成する際に、事業者の御支援や助言をいただくことになっている。
- ・ 事業者発議に関しては、P10 の「検討主体と役割分担」で、市民・市・事業者の役割を整理しているが、そこで事業者は運行内容の助言をすることになっている。市民が主体となり、事業者から助言を受けながら協働することを前提にしている。

**【鈴木委員】**

- ・ 承知した。

**【鈴木部会長】**

- ・ P78 からの「本ガイドラインにおける交通施策以外の移動支援事業」で、事例が整理されているが、これらにさいたま市はどのように関わっているのかを示す必要がある。担当の部署や関与の仕方、資金支援の有無や内容を記載いただきたい。
- ・ ガイドラインでのコミュニティバスや乗合タクシーの検討における市の役割が分からないと、地域組織としても対応判断が難しいと考えられる。

**【事務局】**

- ・ 記載内容を検討する。各事業で市の関わり方等の詳細が公開されている事例もあるので参考にする。

**【鈴木部会長】**

- ・ 各事業でコストがかかっており、市の位置づけをガイドラインで示すことは重要と思うので、工夫していただきたい。

**【戸村委員】**

- ・ P22 ページの「広告収入や協賛金など」とあるが、地域組織としては何をすればよいのか。地域組織が主体になって、チラシ配布とかポスター掲載などを行うのは分かるが、広告収入や協賛金など収入増に取り組んだ例があれば伺いたい。

**【事務局】**

- ・ 現在運行している乗合タクシーの広告収入や協賛金の例では、地域組織が自治会と連携して取り組んでいる例があり、自治会費の一部を利用者に還元する等自治会として協賛をいただいている。指扇地区の例では、10 回の利用で沿線の温浴施設の利用が 1 回無料になる券を配布している。広告収入については、さいたま市内では AI デマ

ンド交通での事例があるが、乗合タクシーやコミュニティバスでの事例はない。一般的には、沿線の商店に協力いただくなど、地元の事業者と連携した取り組みがある。

**【松本委員】**

- ・社会福祉協議会が協力している事例もあった。

**【事務局】**

- ・指扇地区では社会福祉協議会に協力いただき、高齢者に対して運賃の補助制度を行ったことがある。

**【鈴木部会長】**

- ・具体的な手法は多様なものがあると思うが、各地域の中でできるものを考え、地域からアプローチすることを考えていただければよいと思う。

**【松本委員】**

- ・PRしながら地域住民の意識を高めていくことで、支援しようという雰囲気が出てくる。
- ・自治会連合会に相談すれば、身近のことであればできる範囲で協力すると思う。このようなことができる環境づくりは重要である。

**【鈴木部会長】**

- ・山口県の事例では、市が沿線の商店や病院に広告依頼をしても協力を得られなかつたが、住民が依頼に行くと快く広告協力を得られた事例がある。広告は、車両に出すこともあるが、時刻表や停留所に出すことも考えられる。
- ・沿線の住民が取り組んでいることに対しては、沿線の事業者が協力的になるケースも多いので、各地域組織に検討いただけたらと思う。
- ・本部会での意見を受け、ガイドラインの修正を行った上で、次回の地域公共交通協議会で改定案を提案、決定をすることについて諮りたい。

(出席者全員一致で了承)

- ・「コミュニティバス等導入ガイドライン」の改定の進め方について議決された。
- ・次の議題に移らせていただく。

#### (4) 協議事項等の照会について

##### 【事務局】

- ・ 議題に関する意見等はなかった。

#### (5) その他

##### 【鈴木部会長】

- ・ 朝日自動車(株)藤田委員より、報告があるということなお願いしたい。

##### 【藤田委員】

- ・ 路線バスの運賃改定について令和5年8月に申請を行い、令和5年12月5日に国土交通省より認可を得た。そして12月23日に改定を行い、初乗運賃は180円から200円に値上げしたほか、実施運賃では10%から14%の値上げを行った。値上げに至った理由としては、コロナ禍で運賃収入が減り、コロナ後も在宅勤務等が増え、利用者が戻っていないような状況である。そして、昨今のドライバー不足に対して、待遇改善が急務となっている。さいたま市ではないが、他の地域では減便、路線の廃止もあった。今後の安定経営、安定輸送を行うために御理解いただきたい。

##### 【鈴木部会長】

- ・ 次に、事務局から報告等をお願いしたい。

##### 【事務局】

- ・ 河合地区乗合タクシーの新規導入の状況等について進捗を報告する。運賃については、この後運賃協議会を開催し決定する。運行本数は、現在国際興業バスが1日9.5便であるが、運行事業者であるタクシー事業者と協議し、1日10便とすることで調整している。令和6年4月1日の導入に向けて準備を進めている。

##### 【事務局】

- ・ 参考資料1にコミュニティバス・乗合タクシーの利用者数等の推移を令和5年12月まで整理しているので参考されたい。
- ・ コミュニティバス、乗合タクシーで、最近事故の報告が増えている。大事に至るような事案は発生していないが、事業者の皆様におかれましては、改めて安全運行の徹底をお願いしたい。

##### 【松本委員】

- ・ 事故の詳細をお聞きしたい。

##### 【事務局】

- ・ 出会い頭に自転車と接触した等、対自転車の事故が多い傾向である。

##### 【松本委員】

- ・ 自動車を運転する際、自転車の右側通行や危険な横断を見かけることがある。交通違反を減らし、事故を防止する必要があると思う。

- 死亡事故は埼玉県では減っているが、事故が発生しないように行政からも注意喚起を行い、交通安全意識を高めていくことが必要と思う。

**【鈴木部会長】**

- 市民の交通安全意識を高めることは重要であるため、注意喚起等行っていただきたい。

**【小幡委員】**

- ライドシェアが全国的に話題となっており、先日、埼玉県県民生活部県民広聴課よりライドシェアに関するアンケートがあり回答した。そのアンケート内容は簡単なものであり、それを基にライドシェアの議論を進めるのは危険と思った。
- さいたま市ではみその RED タクシーが実証実験されているが、ライドシェアのような新たな交通手段の検討も含め全体像の整理が必要と感じている。

**【鈴木部会長】**

- 報道ではライドシェア、自家用有償旅客運送、福祉有償運送等を混同しているケースもみられる。例えば、計画策定時には国の動向等も踏まえ、各交通手段について整理していくことも必要と思う。

### **3. 閉会**

---

**【事務局】**

- 本日は長時間にあたり、活発な御議論をいただきありがとうございました。本日の議事の内容は、3月4日に開催を予定しております、第3回地域公共交通協議会にお諮りする予定である。なお、今年度のバス専門部会は今回が最後となる。
- 来年度の第1回バス専門部会は、6月～7月の開催を予定している。日程が決まり次第改めて案内する予定である。これを以て令和5年度さいたま市地域公共交通協議会第3回バス専門部会を閉会する。

以上